

多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業費補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 29 日 国自物第 41 号

(通則)

第 1 条 多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱及び多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業実施要領（令和 7 年 5 月 29 日付国自物第 41 号）の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、航空運送事業者、海上運送事業者、貨物利用運送事業者その他の航空運送や海上運送に係る民間事業者が実施する、多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等の事業に要する経費の一部を国が補助することにより、航空機の空きスペース等や海上輸送の活用を推進し、環境負荷の低減、トラックドライバーの輸送力不足及び災害時の安定的な物流網の確保を通じた持続可能な物流体系の構築を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助対象事業者は、航空運送事業者、海上運送事業者、貨物利用運送事業者その他の航空運送や海上運送に係る民間事業者とする。

(交付の対象等)

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項の規定による補助対象事業の区分ごとの内容、補助対象経費、補助率、補助金の額等については、別表 1 及び別表 2 によるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第 1 号様式による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

- 第 6 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表 1 及び別表 2 に定めるところにより交付決定を行い、第 2 号様式による交付決定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。
- 2 前条第 1 項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60 日程度とする。
- 3 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の計画変更の申請)

- 第 7 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ第 3 号様式による交付決定（変更）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

- 第 8 条 大臣は、前条の規定による交付決定（変更）申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、第 4 号様式による交付決定（変更）通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付決定の変更の際に、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

- 第 9 条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、第 5 号様式による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止等)

- 第 10 条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第 6 号様式による補助対象事業の中止（廃止）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

- 第 11 条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、大臣が別に定める様式及び提出期限までに、その旨を報告しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第 7 号様式による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 15 日（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）のいずれか早い日までに第 8 号様式による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 13 条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表 1 及び別表 2 に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第 10 号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第 15 条 大臣は、次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。ただし、第 5 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正行為等を行った場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定

の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(取得財産の処分の制限)

第 16 条 補助対象事業者は、処分を制限された取得財産について、補助事業の完了後においても、大臣が別に定める期間は大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはいけない。

(書類の保存義務)

第 17 条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から 5 年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(提出部数)

第 18 条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。尚、電子メールで提出する場合の提出部数は、1 部（正本 1 部）とする。

附 則

この要綱は、令和 6 年度の補助金から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

補助対象事業	航空貨物輸送の更なる活用に向けた実証等事業
内容	・ 定期便の空きスペース等を活用した航空貨物輸送の実証運航又は需要調査 ・ 上記のうち、同区間のトラック輸送等と比較して、省人化と CO2 排出量削減が図られる一体的な取組に関するもの
補助対象経費	① 定期便の空きスペースを活用した新たな航空輸送サービスの実現に向けた実証運航・需要調査に要する費用 ② モーダルシフトに資する空港への検査機器（計量機器等）等の導入に要する費用
補助率	①定額 ②1/2
補助金の額	①補助対象経費の額以内とする。ただし、1,000 万円を上限とする。 ②補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、1,000 万円を上限とする。 ※①+②＝上限総額 2,000 万円
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ※ モーダルシフトについて、関係事業者が一体となって取り組む必要があるため、荷主にも裨益するような取り組みとなるように考慮されたい。

別表 2

補助対象事業	海上輸送の新規航路開設に向けた実証事業
内容	・ 内航海運の新規需要創出（新規航路（寄港地の変更や追加を含む）、混載輸送、空荷防止等）に関する実証運航 ・ 上記のうち、同区間のトラック輸送と比較して、省人化と CO2 排出量削減が図られる一体的な取組に関するもの
補助対象経費	内航海運の新規航路（寄港地の変更や追加を含む）における実証運航に要する費用
補助率	1/2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、2,000 万円を上限とする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。